

韮崎市景観条例 (平成25年6月25日条例第34号)

最終改正:平成27年9月25日条例第28号

改正内容:平成27年9月25日条例第28号 [平成27年10月1日]

○韮崎市景観条例

平成25年6月25日条例第34号

改正

平成27年9月25日条例第28号

韮崎市景観条例

目次

- 第1章 総則 (第1条—第6条)
第2章 景観計画 (第7条—第9条)
第3章 景観法に基づく行為の制限 (第10条—第17条)
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木 (第18条—第21条)
第5章 景観形成の推進 (第22条)
第6章 雑則 (第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、韮崎市における景観の形成に関する基本的な事項、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する景観計画の策定の手続及び法の施行に関し必要な事項を定めることにより、市固有の自然及び歴史文化を後世に受け継ぐにふさわしい、質の高いまちづくりと、心地良さを感じるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(理念)

第2条 富士山をはじめとした周囲の緑濃き山々の眺望や「武田の里」としての歴史文化及び風景を何ものにも代え難い市民共有の財産として守り、育て、並びに活かしながら魅力を高めていく。

2 先人から受け継いだ市固有の景観を守り、活かすとともに、新たな価値及び魅力を付け加え、創り出していく。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 地域の地形的及び文化的特色に配慮し、建築物、道路、樹木、水辺等により構成される市の景観を美しく個性的で優れたものにするをいう。
(2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
(3) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外の物で、規則で定めるものをいう。
(4) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
(5) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。

(市の責務)

第4条 市は、景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を策定し、計画的な実施に努めなければならない。

2 市は、地域の特性に応じた景観の形成に配慮した公共事業の実施に努めなければならない。

3 市は、景観の形成に関し、市民又は事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講じることに努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、景観の形成に関する理解を深め、景観の形成に主体的かつ積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動が景観の形成に大きな影響を与える可能性があることに鑑み、土地の利用等の事業活動に関し、景観の形成に自ら努めるとともに、市のまちづくりの担い手として、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第7条 市長は、市内全域にわたる景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条第1項の規定に基づく韮崎市景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条（第3項及び第7項を除く。）に規定する者の意見を聴くものとする。

韮崎市景観条例 韮崎市例規集(山梨県)

(景観形成重点ゾーンの指定)

第8条 市長は、景観計画において、景観の形成に関する施策が特に必要と認められる区域を景観形成重点ゾーンとして指定することができる。

2 前項の景観形成重点ゾーンを指定した場合は、当該区域における一体的な景観の形成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画提案が可能な住民団体)

第9条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第22条第1項に規定する景観形成組織とする。

第3章 景観法に基づく行為の制限

(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項第1号から第3号までに該当する行為及び第4号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵で、物品の高さが5メートル又はその用に供されている土地の面積が、1,000平方メートルを超えるもの

(2) 開発行為等の面積が、1,000平方メートル以上のもの(行為の変更等により、その面積が、1,000平方メートル以上となるものを含む。)

(届出対象行為の届出)

第11条 届出対象行為の届出は、法第16条第1項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、別表1のとおりとする。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為(前条の規定による届出を要しない行為を除く。)とする。

(事前協議)

第14条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者は、それぞれの届出の前に、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

(勧告又は命令等の手続)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定による命令、次条の規定による公表等、法又はこの条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、韮崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(景観計画への適合)

第17条 市は、建築物の建築等又は工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させなければならない。

2 建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるように努めなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定の手続)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、法第19条第2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、当該建造物の所有者に通知するとともに、その旨を公表し、規則で定める標識を設置しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理義務)

第19条 法第25条第2項に規定する条例で定める管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 防災上必要な措置を講ずること。

(2) 定期的な点検を実施すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定の手続)

第20条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、当該樹木の所有者に通知するとともに、その旨を公表し、規則で定める標識を設置しなければならない。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

韮崎市景観条例 韮崎市例規集(山梨県)

(景観重要樹木の管理義務)

第21条 法第33条第2項に規定する条例で定める管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の景観を保全するため、剪定その他必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第5章 景観形成の推進

(景観形成組織の認定)

第22条 市長は、地域の景観の形成に関する活動を目的とし、現にその活動を行っている団体等を景観形成組織として認定することができる。

2 市長は、景観形成組織が認定の要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月25日条例第28号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

韮崎市景観条例 韮崎市例規集(山梨県)

別表1 (第12条関係)

(1) 景観計画に定めるまちなかゾーンのうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により用途地域が定められている区域(以下「用途区域」という。)で、商業地域と定められている区域

届出を要しない行為の種類		届出を要しない行為の対象	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ31m及び建築面積2,000㎡以下のもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻等	高さ15m以下のもの
		垣、さく、塀等	高さ3m以下のもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等	高さ15m及び築造面積1,000㎡以下のもの
		電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナ等	高さ20m以下のもの
		太陽光発電施設等	敷地面積が1,000㎡以下のもの
開発行為等	面積が1,000㎡以下のもの		

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物又は工作物の上端(建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。)までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

(2) 景観計画に定めるまちなかゾーンのうち、用途区域で、商業地域を除く区域

届出を要しない行為の種類		届出を要しない行為の対象	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ20m及び建築面積1,500㎡以下のもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻等	高さ15m以下のもの
		垣、さく、塀等	高さ3m以下のもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等	高さ15m及び築造面積1,000㎡以下のもの
		電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナ等	高さ20m以下のもの
		太陽光発電施設等	敷地面積が1,000㎡以下のもの
開発行為等	面積が1,000㎡以下のもの		

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物又は工作物の上端(建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。)までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物

(3) 景観計画に定めるまちなかゾーンのうち、用途区域以外の区域

届出を要しない行為の種類		届出を要しない行為の対象	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻等	高さ15m以下のもの
		垣、さく、塀等	高さ3m以下のもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等	高さ15m及び築造面積1,000㎡以下のもの

韮崎市景観条例 韮崎市例規集(山梨県)

	電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナ等	高さ20m以下のもの
	太陽光発電施設等	敷地面積が1,000㎡以下のもの
開発行為等	面積が1,000㎡以下のもの	

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物又は工作物の上端（建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。）までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

(4) 景観計画に定める田園集落ゾーンの区域

届出を要しない行為の種類		届出を要しない行為の対象	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻等	高さ15m以下のもの
		垣、さく、塀等	高さ3m以下のもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの
		電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナ等	高さ20m以下のもの
		太陽光発電施設等	敷地面積が1,000㎡以下のもの
開発行為等	面積が1,000㎡以下のもの		

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物又は工作物の上端（建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。）までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

(5) 景観計画に定める高原樹園ゾーンの区域

届出を要しない行為の種類		届出を要しない行為の対象	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻等	高さ15m以下のもの
		垣、さく、塀等	高さ3m以下のもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの
		電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナ等	高さ20m以下のもの
		太陽光発電施設等	敷地面積が500㎡以下のもの
開発行為等	面積が1,000㎡以下のもの		

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物又は工作物の上端（建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。）までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

(6) 景観計画に定める山岳森林ゾーンの区域

届出を要しない行為の種類		届出を要しない行為の対象	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの	

韮崎市景観条例 韮崎市例規集(山梨県)

工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻等	高さ15m以下のもの
		垣、さく、塀等	高さ3m以下のもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの
		電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナ等	高さ20m以下のもの
		太陽光発電施設等	敷地面積が500㎡以下のもの
開発行為等		面積が1,000㎡以下のもの	

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物又は工作物の上端（建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。）までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

(7) 景観計画に定める神山地区景観形成重点ゾーンの区域

届出を要しない行為の種類		届出を要しない行為の対象	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻等	高さ15m以下のもの
		垣、さく、塀等	高さ3m以下のもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等	高さ15m及び建築面積1,000㎡以下のもの
		電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナ等	高さ15m以下のもの
		太陽光発電施設等	敷地面積が500㎡以下のもの
開発行為等		面積が1,000㎡以下のもの	

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物又は工作物の上端（建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。）までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

(8) その他届出を要しない行為

- ① 届出対象となる規模の建築物にあって、改築又は増築で当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
- ② 届出対象となる規模の建築物・工作物にあって、建築物と一体となって設置される工作物の新築で当該新築に係る工作物の部分の高さが1m以下のもの（遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等の工作物にあっては、当該新築に係る工作物の部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。）
- ③ 届出対象となる規模の工作物にあって、改築又は増築で当該改築又は増築後の工作物の高さが当該改築又は増築前の工作物の高さに1mを加えた高さ以下のもの（遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設、その他これらに類する工作物にあっては、当該改築又は増築に伴い増加した部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。）
- ④ 届出対象となる規模の建築物にあって、模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分（当該建築物の外観を変更することとなる部分に限る。）の面積の合計が10㎡以下のもの
- ⑤ 自然公園、河川区域又は国若しくは県指定の文化財等の指定地域（それぞれの法令に基づいた許可又は届出が必要なもの）で行う行為
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- ⑦ 国又は地方公共団体が行う行為
- ⑧ 仮設の建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は模様替若しくは色彩の変更
- ⑨ 建築物等の改築でその外観の変更を伴わないもの
- ⑩ 集積又は貯蔵の用に供される土地の周辺の道路その他公衆の通行し、又は集合する場

韮崎市景観条例 韮崎市例規集(山梨県)

所から当該集積され、又は貯蔵された物品を見通すことができない物品の集積又は貯蔵

① 地盤面下又は水面下における行為
